

第 4 期多治見市地域福祉計画

平成 31（2019）年 3 月

多 治 見 市

我が国は世界的な長寿国となり、多治見市においても高齢者人口の割合が30%に迫り、なお、増加の一途をたどっています。一方で、子ども人口は減少し続けており、少子高齢化が進行しています。また、家庭や地域で共に助け合い、支え合う意識が、核家族化やライフスタイルの多様化の影響により希薄になっています。



これまで多治見市では、平成15年度に福祉基本条例を策定、続けて地域福祉計画を策定し、地域福祉の向上に努めてまいりました。しかし、一人暮らしの高齢者や単身世帯の増加、社会経済状況の変化などから、世代や性別を問わない地域社会からの孤立が問題となっています。また、地域や世帯、個人が抱える課題も複雑化・複合化しており、単一の制度やサービスでの解決が困難になってきています。

この度、策定する第4期地域福祉計画では、高齢者、障がい者、子ども、健康といった分野ごとの保健福祉事業を、地域福祉の視点で捉え、連携して取り組んでいくことで、地域福祉の推進を図ってまいります。そして、身近な圏域において、市のみならず、地域住民、事業者ほか地域構成員の皆様にご協力いただきながら、地域共生社会の実現を目指してまいります。

最後になりますが、この計画の策定にご協力いただきました策定委員会の委員の皆様をはじめ、アンケート調査を通じてご意見をいただきました市民の皆様に心より御礼申し上げます。

平成31（2019）年3月31日

多治見市長 古川 雅典

第4期 地域福祉計画 目次

第1章 計画策定にあたって

- 1-1 計画策定の経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 1-2 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 1-3 計画の策定体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 1-4 計画の進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

第2章 地域福祉に関する多治見市の現状

- 2-1 人口と世帯の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 2-2 地域福祉を担う主な団体・組織・・・・・・・・・・ 21
- 2-3 市民の意識・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24

第3章 地域福祉の推進に関する事項

- 3-1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項・・・・・・・・・・ 37
- 3-2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項・・・・・・・・ 39
- 3-3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40
- 3-4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項・・・・・・・・ 41
- 3-5 地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43
- 3-6 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業・・・・・・・・ 45
- 3-7 支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 46

資料編

- 資料1 多治見市地域福祉計画策定委員会設置要綱・・・・・・・・・・・・・・・・ 49
- 資料2 多治見市地域福祉計画策定委員会開催経過・・・・・・・・・・・・・・・・ 50
- 資料3 多治見市地域福祉計画策定委員会委員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・ 51
- 資料4 多治見市福祉基本条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 52

第1章 計画策定にあたって

第1章

計画策定にあたって

1—1 計画策定の経緯

多治見市では、平成15（2003）年12月に、市民、事業者、市のそれぞれの役割分担と協働により望ましい地域社会を形成することをめざして「多治見市福祉基本条例」を制定し、平成16（2004）年3月に、この条例を具現化する具体的施策や目標を定める「多治見市地域福祉計画」を策定、以後5年ごとに次期計画を策定し、住み慣れた地域の支えあいのなかで市民が主体的に実践・行動し、だれもが安心して福祉サービスを利用し、自分らしい自立した生活が送れるような地域社会の実現に取り組んできました。

国においては、「社会福祉法」のなかで、地域住民、社会福祉関係者等が相互に協力して地域福祉の推進に努めるよう定めています。また、平成30（2018）年4月には、地域共生社会の実現に向けて地域福祉を推進するための法改正がされています。

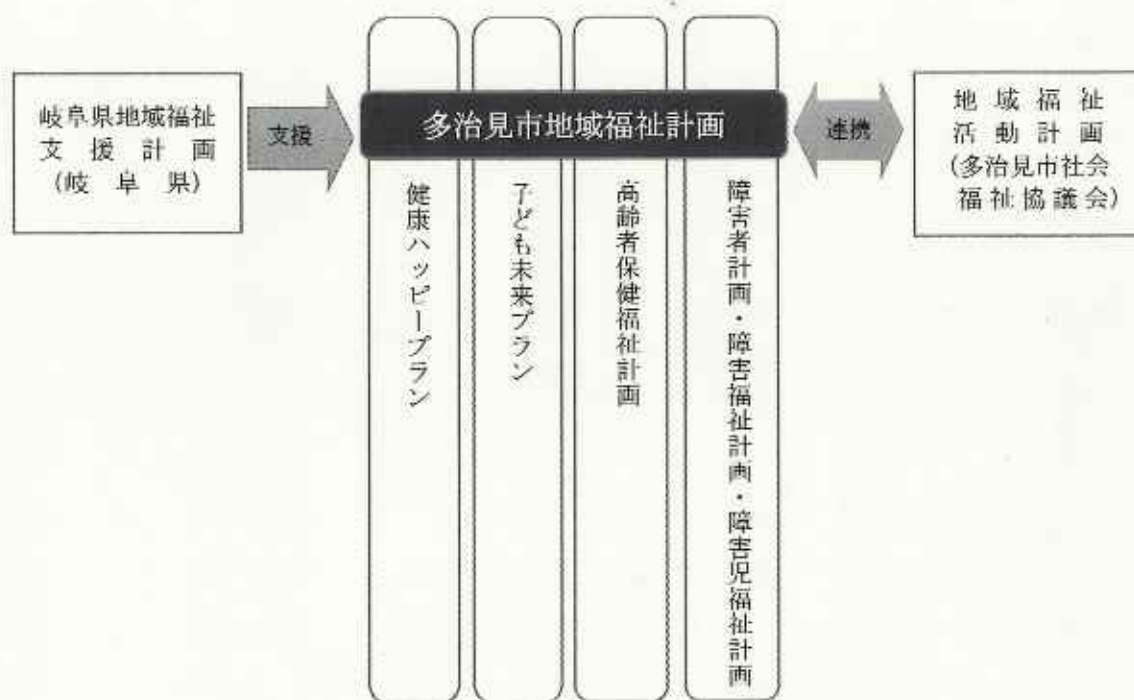
第4期地域福祉計画は、社会福祉法の改正を踏まえ、高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉に取り組む個別計画事業を地域福祉の視点で取り込みつつ、関連する計画との調和、連携の役割を担うものとして策定しました。

1-2 計画の位置づけ

1 地域福祉計画の概要

本計画は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に規定する市町村地域福祉計画で、地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める計画です。

計画内容は、地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項を記載する包括的な計画とし、関連する計画との調和、連携の役割を担います。



2 地域福祉計画の計画期間

計画期間は、平成31（2019）年度から平成35（2023）年度までの5年間とします。

なお、この計画期間にかかわらず社会情勢の変化や市民の意向等に応じて必要な見直しを行います。

3 関連する計画の概要

●多治見市障害者計画 多治見市障害福祉計画 多治見市障害児福祉計画

障害者基本法を根拠とする障害者計画と、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律を根拠とする障害福祉計画と、児童福祉法を根拠とする障害児福祉計画を併せた計画です。

多治見市では、障がい者及び障がい児に関する施策を一体的に進めるため、これらの計画を一体的な計画として策定しています。

障害者計画	
根拠法	障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項
性 格	市町村における障がい者の状況等を踏まえた障がい者のための施策に関する基本的な計画
計画期間	平成30（2018）年度～平成32（2020）年度
障害福祉計画	
根拠法	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項
性 格	厚生労働大臣が定める基本指針に即した、障害福祉サービスの提供体制の確保、法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画
計画期間	平成30（2018）年度～平成32（2020）年度
障害児福祉計画	
根拠法	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項
性 格	厚生労働大臣が定める基本指針に即した、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保並びに円滑な実施に関する計画
計画期間	平成30（2018）年度～平成32（2020）年度

○多治見市障害者計画の計画体系

<基本目標>

ともに地域で安心して、自分らしく、元気に暮らせるまち

<基本方針>

① 「安心して」生活するために

障がい者の地域生活における自立と社会参加を支援するために、その生活を支える身近な地域において安心した暮らしを築くための仕組みをつくります。

② 「自分らしく」生活するために

自らのことは自らの意思に基づいて選択することができ、障がいの程度や支援の有無に関わらず、自分自身の生き方に誇りと責任を持ちながら、自分らしく生活することができるまちを目指します。

③ 「ふれあいのある」生活のために

どのような暮らしの場にあっても、家族や友人、生活を支援する人等、様々な人たちとのふれあいの中で社会とのつながりを実感でき、一人ひとりの役割が生かされるような社会を目指します。

●多治見市高齢者保健福祉計画

老人福祉法を根拠とする老人福祉計画と介護保険法を根拠とする介護保険事業計画を含む高齢者の保健・福祉・介護に関する総合的な計画です。

国では、団塊の世代が75歳を迎える平成37（2025）年を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援を目的に、可能な限り住み慣れた地域で最後まで自分らしい暮らしができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の構築を推進しています。さらに、高齢者の自立支援と重症化防止や住み慣れた地域で暮らしつづけるための在宅医療と介護の連携、身近な困りごとに対して分野を問わず丸ごと支援できる体制づくりとして地域共生社会の実現に取り組むことが示されました。

多治見市では、平成37（2025）年までの中長期的な方向性を示した上で、全ての高齢者を対象に、要支援・要介護とならない福祉サービスはもとより、地域における高齢者の福祉全般にわたる施策も含めて策定しています。

老人福祉計画		
根 拠 法	老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の 8	
性 格	老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制の確保に関する計画	
計 画 期 間	平成30（2018）年度～平成32（2020）年度	
介護保険事業計画		
根 拠 法	介護保険法（平成 9 年法律第123号）第117条	
性 格	国が定める基本指針に即し、市が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画	
計 画 期 間	平成30（2018）年度～平成32（2020）年度	

○多治見市高齢者保健福祉計画の計画体系

＜基本目標＞

いつまでも元気で、地域で支え合うまち

＜基本方針＞

① 地域包括ケアシステムの強化

住み続けられる地域づくりを目指し、地域による主体的なサービス充実のため、その提供体制の土台となる協議体や生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の設置に

取り組みます。また、地域ケア会議を通じ、介護保険サービスだけでなく介護予防・生活支援サービスなど様々な地域資源を生かすためのネットワークを構築します。

② 介護保険サービスの充実と適正化

持続可能な介護保険サービス提供のため、市民ニーズに応じた適正な介護保険事業の運営を行います。また、介護従事者の働く環境の改善や介護職の魅力発信など、新たな介護人材の確保に向けた取り組みを支援します。

③ 在宅支援・介護連携の推進

医療ニーズの高い在宅介護高齢者の増加に備え、在宅医療・介護連携推進事業に取り組みます。医療と介護の円滑な連携、ネットワーク化のため、地域の医療・介護関係者間のための相談窓口を新たに設置し対応します。

④ 認知症施策の推進

認知症高齢者に対する市民の正しい理解を促すとともに、認知症高齢者やその家族を地域で見守る体制づくりを推進します。認知症の早期診断・早期支援を可能とするため、新たに「認知症初期集中支援チーム」を設置し、専門職による適切な支援につなげます。

⑤ 生きがいのある生活の支援

地域社会において役割を担い、生きがいを持って生活してもらうため、地域活動に積極的に参加できる機会の提供を行うとともに、集いの場づくりや介護予防活動、地域組織・団体運営、見守りなどの地域活動を支援します。高齢者・障がい者・子どもなど困難を持つ様々な立場の人を地域全体で支え合う地域共生社会の実現に向け、関連部署と連携した取り組みを推進します。

●たじみ子ども未来プラン

子ども・子育て支援法を根拠とする市町村子ども・子育て支援事業計画である子育て支援事業計画と、次世代育成支援対策推進法を根拠とする次世代育成支援対策行動計画を併せた計画です。

多治見市では、子どもを育てる側である大人が主体の「子育て」のみならず、子どもが自らの力で心身ともに成長し、自立できる力を身に付けて育つ「子育て」の支援に加え、子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、これらを併せ持つ計画として「たじみ子ども未来プラン」を策定しています。

子育て支援事業計画	
根拠法	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条第1項
性 格	国が定める基本指針に即し、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画
計画期間	平成27（2015）年度～平成31（2019）年度
次世代育成支援対策行動計画	
根拠法	次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条
性 格	国が示す行動計画策定指針に即し、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画
計画期間	平成27（2015）年度～平成36（2024）年度

○たじみ子ども未来プランの計画体系

＜基本理念＞

豊かなつながりの中で 子どもが伸び伸びと育ち 子育てに喜びや夢をもつことができるまち ～ 子どもの権利を保障します ～

＜基本方針＞

① 楽しく子育てできるまち

保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識を前提とし、子育ての不安や負担が少なくなるように、子育て支援を充実して、子育てを楽しむことができるまちをつくります。

② 子どもが豊かに育つまち

子どもの権利を保障するという視点に立ち、子どもが家庭、学校、地域の中で豊かな人間性を育み、その子らしさを発揮しながら、たくましく生きる力を身につけて育つこと（子育て）ができるまちをつくります。

③ みんなで未来につなげるまち

子どもや保護者、そしてこれから子育てしようとする人を地域全体で支え、未来につながっていくまちをつくります。また、社会全体の責任として子どもが利用する施設の整備や子どもの安全を守る体制等を充実して、子育てと子育てにやさしいまちをつくります。

●たじみ健康ハッピープラン

健康増進法（平成14年法律第103号）第8条第2項に規定する市町村健康増進計画で、市民の健康の増進の推進に関する施策についての計画です。

国民の生活水準の向上や医学の進歩により、日本人の平均寿命は飛躍的に延び、日本は世界有数の長寿国となりました。一方、生活習慣病による国民医療費は年々増加し、介護が必要となる主原因においても、脳血管疾患等の生活習慣病の割合が増加しています。

多治見市では、国の健康づくり運動「健康日本21」と連動しながら、市民が健康づくりに関する知識や技術を学び、主体的に取り組むための指針として策定しています。

○たじみ健康ハッピープランの計画体系

＜基本理念＞

市民が健康でいきいきと幸せに暮らすことができるまち

… 健康寿命の延伸・生活の質の向上 …

＜基本方針＞

一次予防 ～生活習慣の改善・健康の保持増進～

健康を増進し、生活習慣病の発症を予防する「一次予防」を重視します。

食生活、運動、喫煙対策の3つを優先課題として選定し、ライフステージ別の行動目標を設定します。市民が主体となって健康づくりに取り組むことで、健康的な生活確立し、生活習慣病の発症や進行を予防します。

1-3 計画の策定体制

1 多治見市地域福祉計画策定委員会

計画の策定にあたっては、公募市民、各種福祉関連団体の代表、ボランティア等の地域福祉活動を担う団体の代表、社会福祉協議会、警察署等関係者に市職員を加えた15人で「多治見市地域福祉計画策定委員会」を設置し、市民意向調査内容の検討、地域福祉に関する課題の抽出、計画内容など計画策定に関する事項の審議を行いました。

2 市民意向調査

市民の福祉に対する意識、地域生活の状況を把握するため、市内在住の12歳以上の男女2,600人を対象に「市民アンケート調査」を実施しました。

アンケートの集計では、性別、年齢のほか、他の回答とのクロス集計や過去の調査結果との比較により、福祉課題を整理、把握しました。

3 市民への周知と意見募集

計画の策定に際して、広報紙やホームページを活用して、パブリックコメントによる意見募集を行いました。

1-4 計画の進行管理

市は、「多治見市地域福祉計画評価委員会」において、計画の実施状況の把握、点検、評価を行いながら、計画の進行管理を行います。

また、評価委員会が評価した結果については、その都度公表します。

第2章 地域福祉に関する多治見市の現状

第2章

地域福祉に関する多治見市の現状

2-1 人口と世帯の状況

1 人口と世帯数の推移

多治見市では、昭和40年頃から丘陵地での宅地開発が進んだことに伴い、人口が急激に増加しました。平成5(1993)年に10万人を超え、平成12(2000)年にピークを迎えますが、その後は減少傾向に転じています。平成18(2006)年1月の笠原町との合併後も減少傾向は続き、平成30(2018)年4月1日現在の人口は111,292人となっています。

また、人口の増減に関わらず世帯数は増加傾向にあり、一世帯あたりの人員は減少傾向が続いています。一世帯当たりの人員数は、昭和51年では3.56人でしたが、平成30(2018)年4月1日現在では2.41人に減少しています。

人口・世帯数の推移

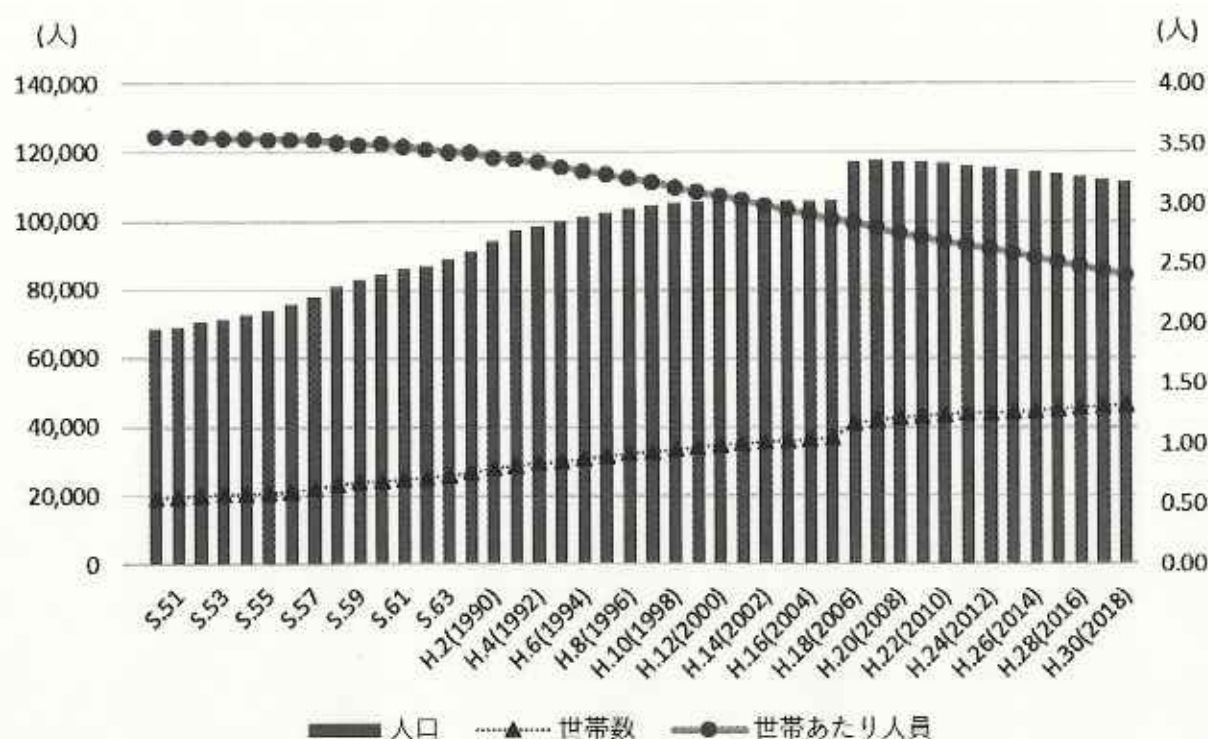
(各年4月1日現在)

	世帯数	人口(人)			世帯当たり人員(人/世帯)
		総数	男	女	
平成元(1989)年	26,717	91,610	44,806	46,804	3.43
6(1994)年	30,944	101,431	49,465	51,966	3.28
11(1999)年	34,113	105,709	51,699	54,010	3.10
16(2004)年	36,355	105,978	51,869	54,109	2.92
21(2009)年	43,054	117,246	57,182	60,064	2.72
26(2014)年	44,806	114,457	55,725	58,732	2.55
30(2018)年	46,227	111,292	54,100	57,192	2.41

※平成17(2005)年まで、旧笠原町は含まない。

資料：多治見市の人口と世帯

人口と世帯の推移(各年4月1日現在)



2 年齢区分別人口の推移

年齢区分別人口の推移をみると、毎年、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）はともに減少傾向にあります。高齢者人口（65歳以上）は増加傾向にあります。平成25（2013）年4月1日の人口ピラミッドと平成30（2018）年4月1日の人口ピラミッドを比較すると、0～4歳の人口は男女とも減少し、65歳以上の人口は男女とも増加しています。

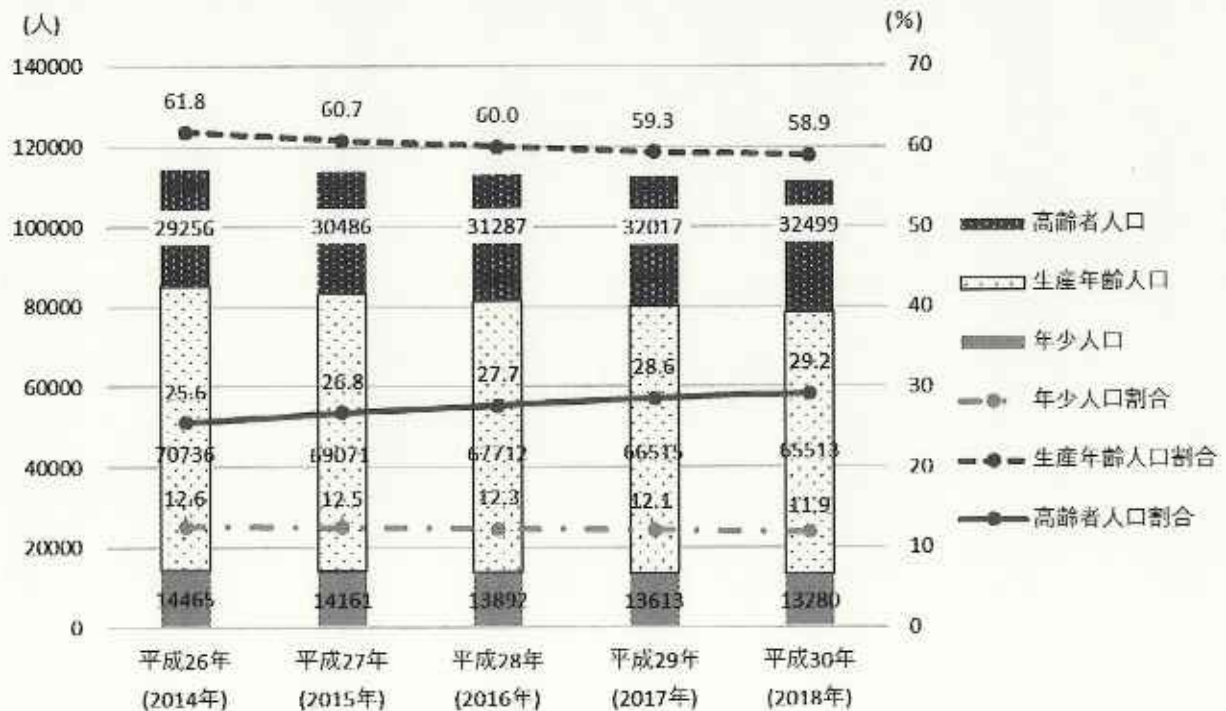
年齢区分別人口の推移

(各年4月1日現在)

区 分	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)
年少人口 (人)	14,465	14,161	13,892	13,613	13,280
0～2歳 (人)	2,469	2,374	2,314	2,302	2,181
3～5歳 (人)	2,802	2,776	2,695	2,603	2,473
6～11歳 (人)	5,915	5,863	5,779	5,660	5,662
12～14歳 (人)	3,279	3,148	3,104	3,048	2,964
年少人口割合 (%)	12.6	12.5	12.3	12.1	11.9
生産年齢人口 (人)	70,736	69,071	67,712	66,515	65,513
生産年齢人口割合 (%)	61.8	60.7	60.0	59.3	58.9
高齢者人口 (人)	29,256	30,486	31,287	32,017	32,499
65～74歳 (人)	16,329	17,025	17,230	17,245	17,093
75歳以上 (人)	12,927	13,461	14,057	14,772	15,406
高齢者人口割合 (%)	25.6	26.8	27.7	28.6	29.2

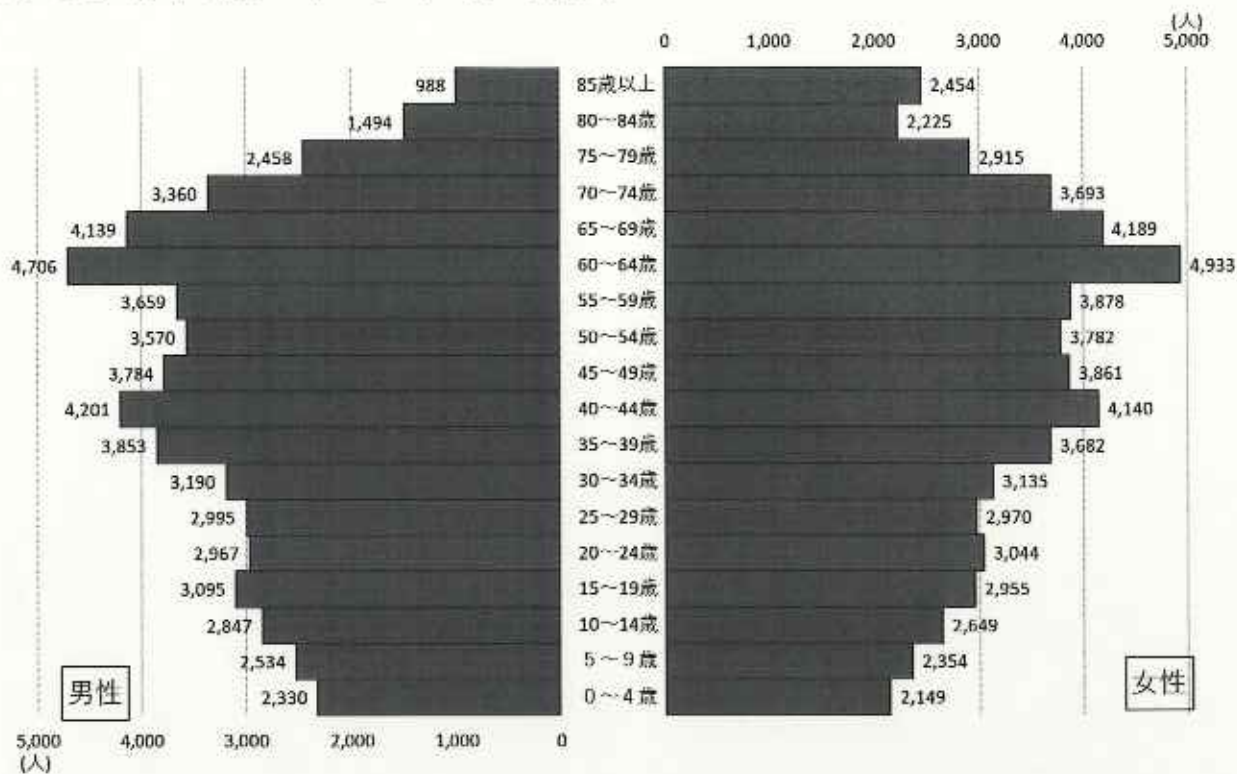
資料：多治見市の人口と世帯

年齢区分別人口の推移 (各年4月1日現在)

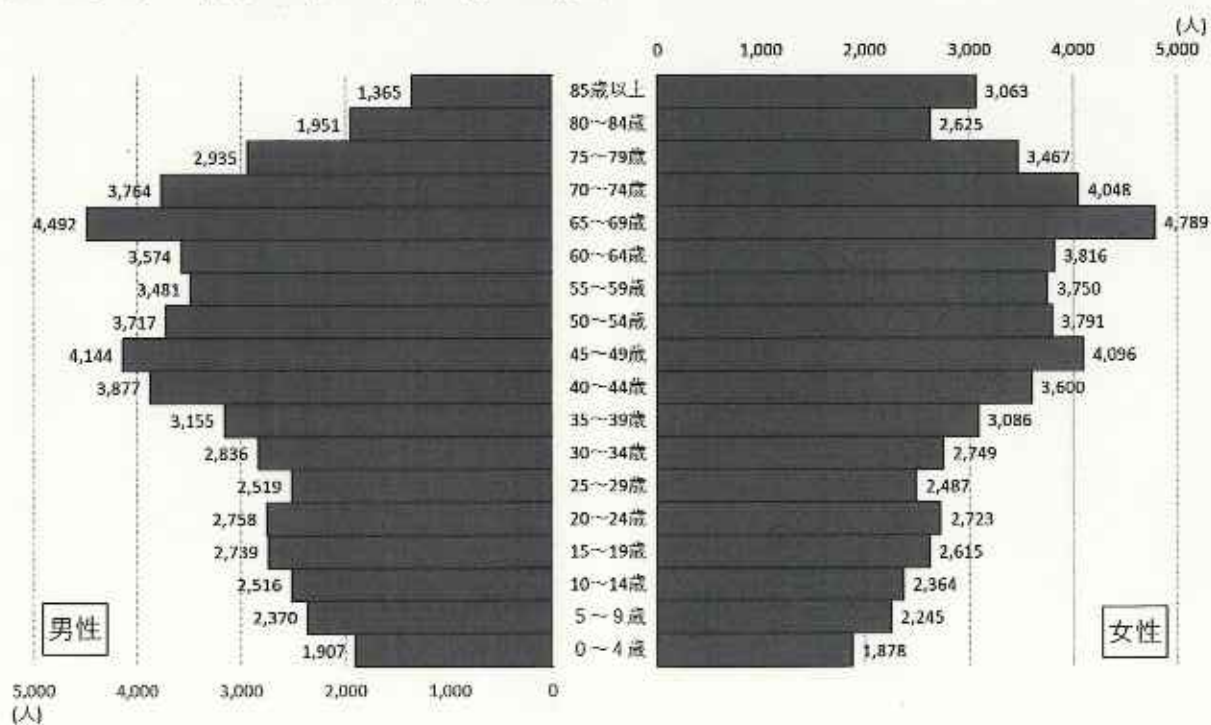


第2章 地域福祉に関する多治見市の現状

人口ピラミッド(平成 25 (2013) 年 4 月 1 日現在)



人口ピラミッド(平成 30 (2018) 年 4 月 1 日現在)



3 要支援・要介護認定者の状況

介護保険は社会全体で介護を支える制度で、平成12(2000)年4月に始まりました。介護保険のサービスを利用するためには、寝たきりや認知症などサービスを必要とする状態かどうかの認定(要介護認定)を受けることが必要です。

要支援・要介護認定者数

(単位:人 平成29(2017)年度末)

	要支援		要介護					計
	1	2	1	2	3	4	5	
第1号被保険者	418	657	948	935	628	661	512	4,759
65～74歳	58	91	82	111	74	55	50	521
75歳以上	360	566	866	824	554	606	462	4,238
第2号被保険者	16	28	24	30	19	16	17	150
計	434	685	972	965	647	677	529	4,909

資料:介護保険事業状況報告

※1 第1号被保険者 65歳以上

※2 第2号被保険者 40歳以上65歳未満

4 障がいのある人の状況

●身体障がい者の状況

視覚・聴覚・平衡機能・音声・言語・そしゃく機能、肢体(上肢・下肢・体幹)、内部(呼吸器・心臓・腎臓・ぼうこう・直腸・小腸・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能・肝臓)のいずれかに何らかの障がいがある人で、一定の基準を満たす人に、身体障害者手帳が交付されます。障がいの程度は重度の1級から軽度の6級までに区分されます。

身体障害者手帳所持者数(児童を含む)

(単位:人 平成29(2017)年度末)

障がい別	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
視覚	102	87	29	21	39	17	295
聴覚・平衡機能	13	91	63	62	2	97	328
音声・言語・そしゃく機能	3	3	35	15	0	0	56
肢体不自由	518	503	563	656	239	102	2,581
内部	904	23	348	379	0	0	1,654
計	1,540	707	1,038	1,133	280	216	4,914

資料:岐阜県身体障害者更生相談所

●知的障がい者の状況

東濃子ども相談センター又は知的障害者更生相談所において、知的障がいと判定された人に療育手帳が交付されます。A 1、A 2、B 1、B 2に区分され、A 1が最重度となります。

療育手帳所持者数

(単位：人 平成 29 (2017) 年度末)

程 度	A	A 1	A 2	B 1	B 2	計
人 数	50	154	191	303	342	1,040

資料：岐阜県健康福祉部障害福祉課

※Aの判定は平成2（1990）年にA 1とA 2に変更され、現在では新規にAの判定を受けることはありません。

●精神障がい者の状況

精神障がいのため、長期にわたり生活への制約がある人に精神障害者保健福祉手帳が交付されます。障がいの程度により1級から3級までの区分があり、1級が最重度となります。

精神障害者保健福祉手帳所持者数

(単位：人 平成 29 (2017) 年度末)

程 度	1 級	2 級	3 級	計
人 数	232	458	96	786

資料：たじみのふくし

●難病患者の状況

発病の機構が明らかでなく治療方法が確立していない希少な疾病であって長期の療養が必要な「難病」のうち、法律に基づき指定される「指定難病」の人に、特定医療費（指定難病）受給者証が発行されます。

指定難病認定者及び特定疾患認定者 (単位：人 平成 28 (2016) 年度末)

	指定難病認定者数	特定疾患認定者数
人 数	796	1

資料：「東濃西部の公衆衛生」東濃保健所

※1 指定難病認定者 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）に定められた難病の患者

※2 特定疾患認定者数 （平成 26 (2014) 年 12 月 31 日まで）都道府県が実施する特定疾患治療研究事業に定められた疾病の患者
（平成 27 (2015) 年 1 月 1 日から）前記の疾病の患者のうち、指定難病にならなかった疾病の患者

2-2 地域福祉を担う主な団体・組織

1 ボランティア、NPOなど市民活動団体

多治見市では、早くからボランティア活動が活発であり、自分たちのまちを良くしたい、まちを元気にしようとする市民活動を行っている団体が多数あります。これらの団体の活動情報の発信や収集、連携協力を図るための交流の場として、また、活動の拠点として、平成15（2003）年に多治見市市民活動交流支援センター「ぼると多治見」を設置しています。

市民活動交流支援センターでは、ボランティアや市民活動に関するもののほか、様々な内容をおしゃべりしながら気軽に楽しく学べる場を目指して、カフェを開催しています。また、NPO法人の立ち上げや運営等に関する専門家による相談会や講座も開催しています。

市民活動団体の目的や内容はさまざまですが、「福祉・支えあい」「子育て・青少年育成」「まちづくり」等をはじめとする、あらゆる分野のボランティア、NPO法人（特定非営利活動法人）は平成30（2018）年3月31日現在で172団体が登録しています。

2 多治見市ボランティアセンター

多治見市社会福祉協議会では、ボランティアの活動拠点として、総合福祉センターにボランティアセンターを設置しています。ボランティアセンターには、ボランティアコーディネーターを配置し、ボランティア活動を希望する個人や団体の登録を行い、ボランティア活動を希望する人、必要とする人の相談に応じて、さまざまなボランティア活動に繋げています。

また、手話や介助などの専門的な講座の開催や、広くボランティア活動に理解と関心を深めてもらうための研修会も開催しています。

ボランティアセンターには、イベント紹介やボランティア募集などの情報コーナー、パソコンコーナーを設置し、ボランティア活動の育成・援助を行っています。

ボランティア登録者数 (各年度末)

区 分	平成 27 (2015) 年度		平成 28 (2016) 年度		平成 29 (2017) 年度	
団 体	103 団体	3,416 人	113 団体	3,418 人	112 団体	3,425 人
個人 (人)	73		80		62	

資料：多治見市社会福祉協議会事業報告書

ボランティア派遣調整 (各年度末)

区 分	平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度
派遣件数 (件)	16	28	30

資料：多治見市社会福祉協議会事業報告書

3 民生児童委員、主任児童委員

民生児童委員は、社会福祉を推進することを任務として、厚生労働大臣から委嘱された民間の奉仕者です。民生児童委員は民生委員法に基づく民生委員と、児童福祉法に基づく児童委員を兼務することになっているため、正式には民生委員・児童委員と言います。任期は3年です。

民生児童委員の主な職務内容は、次のとおりです。

- ① 社会調査（地域におけるアンテナ的役割）
- ② 相談（地域における世話的役割）
- ③ 情報提供（地域における告知板的役割）
- ④ 連絡通報（地域におけるパイプ的役割）
- ⑤ 調整（地域における潤滑油的役割）
- ⑥ 支援態勢づくり（地域における支援的役割）
- ⑦ 意見具申（地域における代弁者的役割）

また、児童福祉に関することを専門的に行なう主任児童委員の制度もあり、各校区に2名ずつ配置されています。主任児童委員も厚生労働大臣から委嘱され、任期は3年です。

民生児童委員と主任児童委員の定数 （平成30（2018）年4月1日現在）

地 域	民生児童委員（人）	主任児童委員（人）
養 正	18	2
昭 和	17	2
脇之島	10	2
精 華	25	2
共 栄	6	2
小 泉	14	2
池 田	10	2
根 本	17	2
南 姫	8	2
北 栄	18	2
市之倉	11	2
滝 呂	12	2
笠 原	18	2
合 計	184	26

資料：たじみのふくし

4 社会福祉協議会

社会福祉協議会は、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体で、社会福祉事業経営者及び社会福祉活動を行う者が参加して組織されています。

社会福祉協議会では、地域の社会福祉調査・研究、各種相談事業、ボランティア活動の育成、福祉教育、福祉行政機関や福祉施設・団体との連絡調整及び地域住民の組織化活動を援助する事業のほか、介護保険事業、障害者総合支援事業や保育園の運営も行っています。

社会福祉協議会の事業は、社会福祉法において、次のように定められています。

- ① 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- ② 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- ③ 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- ④ 社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

5 地域福祉協議会

地域住民が主体となる福祉活動の推進や身近な場所での相談・支援、地域の連絡調整の強化などを目的に、地域住民によって運営する地域福祉協議会を設置しています。小学校区を単位とし、平成16(2004)年度の脇之島小学校区を皮切りに、笠原、市之倉、根本、北栄、養正、共栄地域のそれぞれの小学校区に設置されており、未設置地域についても、設置を目指しています。地域福祉協議会の設立及び運営支援は社会福祉協議会が実施しています。

地域福祉協議会の事業内容は、次のとおりです。

- ① 地域ボランティア等の登録・あっせん・養成
- ② 住民による小地域福祉活動の推進、活動支援
- ③ 福祉相談窓口の開設、運営
- ④ 地域組織・団体との連携
- ⑤ 地域福祉課題の調査・研究
- ⑥ 総会の開催や広報紙の発行などによる福祉への理解促進 など

6 福祉委員

誰もが地域で安心して暮らせるように、民生児童委員などと連携して身の回りで困っている人を早期に発見し、適切なサービスに結びつけるとともに、近隣の方々の協力を得て支え合える体制を地域ぐるみで築くために、社会福祉協議会が福祉委員を町内会単位に設置しています。

2-3 市民の意識

平成 29 (2017) 年度に市民アンケート調査を実施し、市民の福祉に対する意識、地域生活の状況を調査しました。

● 調査の方法

項 目	内 容
調 査 地 域	多治見市全域
調 査 対 象	市内在住の 12 歳以上の男女
調 査 数	2,600 人
抽 出 方 法	小学校区ごと人口比に応じて無作為抽出
調 査 方 法	調査票の発送・回答の回収とも郵送による無記名調査
調 査 時 期	平成 29 (2017) 年 12 月 1 日～12 月 20 日
調 査 内 容	① 福祉に対する意識、関心について ② 地域社会（コミュニティ）について ③ 住みやすいまちづくりについて ④ 災害など緊急事態の対応について

● 回収結果

発送数	2,600
回収数（率）	1,529（58.8%）
有効回収数（率）	1,529（58.8%）

- ・グラフ・表中の「n」はアンケートの有効回収数を示しています。
- ・比率はすべて百分率（%）で表し、小数点第 2 位を四捨五入して算出しているため、合計が 100.0%にならない場合もあります。
- ・複数回答の場合、回答の合計比率が 100.0%を超える場合があります。
- ・性別、年代別等のクロス集計表中の数値は、カテゴリ毎の割合（%）を表し、その割合の最大値を網掛け表示しています。

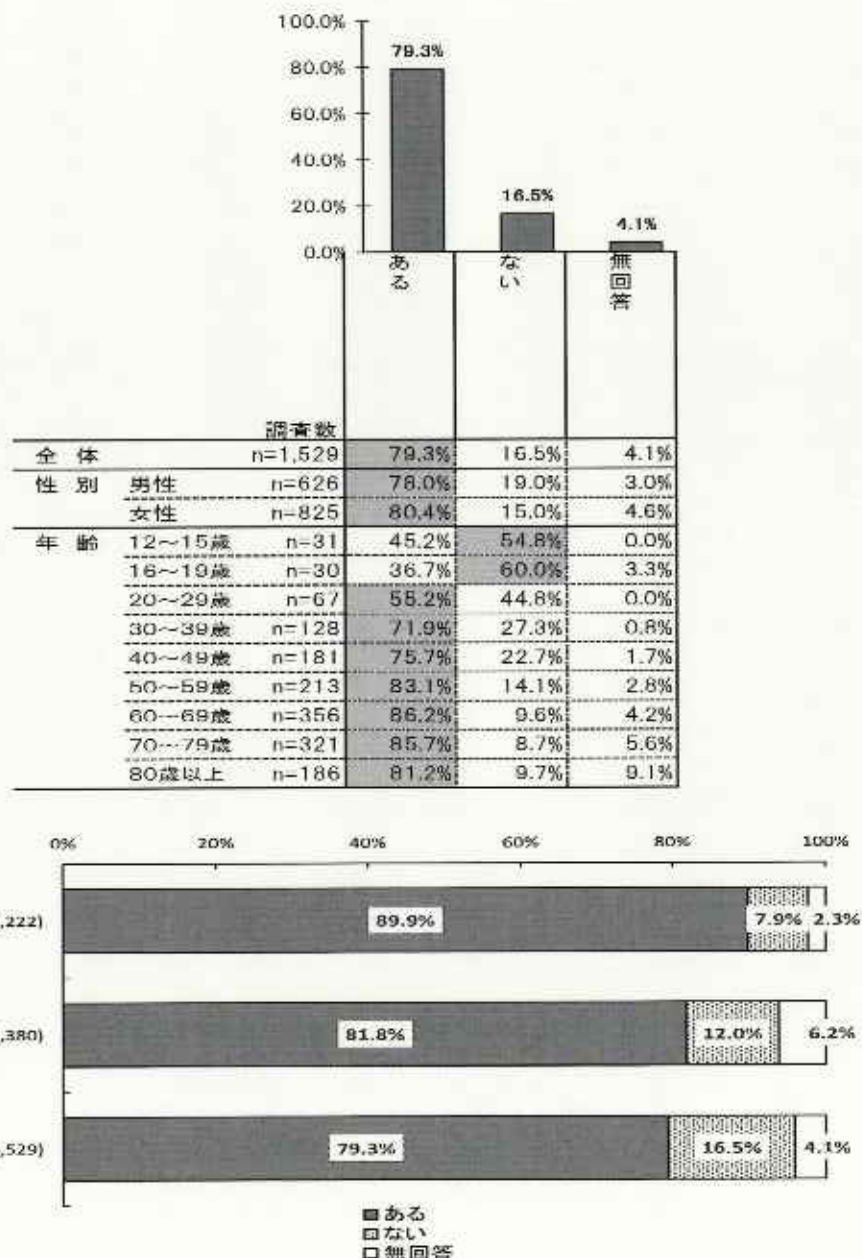
1 福祉に対する意識・関心について

「福祉」への関心

「福祉」への関心の有無については、関心が「ある」の割合が79.3%、関心が「ない」の割合が16.5%となっています。

平成19（2007）年度調査、平成24（2012）年度調査と比較すると、関心が「ある」の割合は10年間で10.6ポイント減少しています。

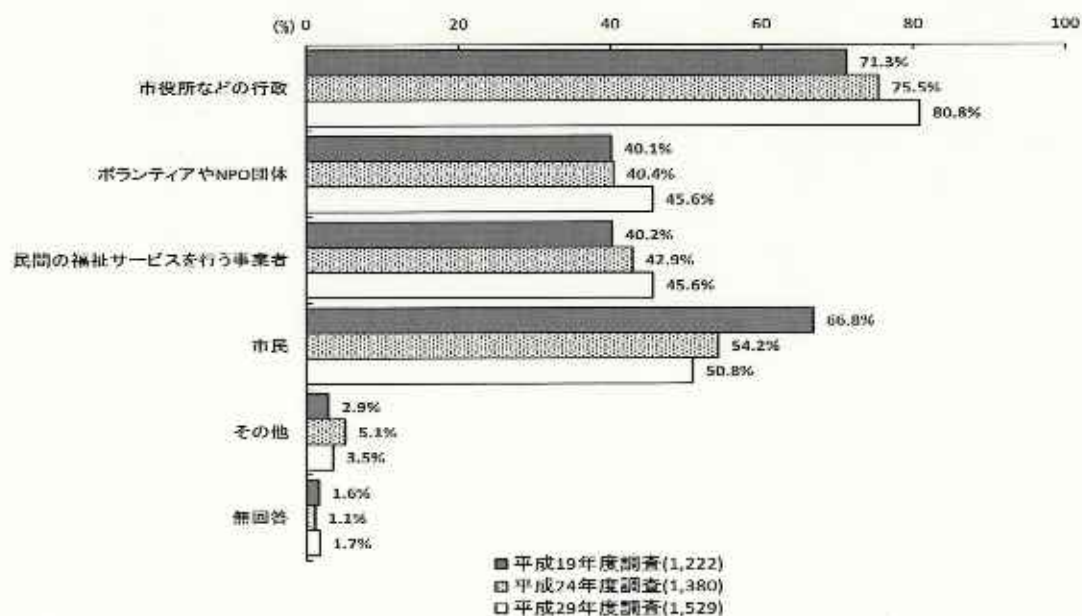
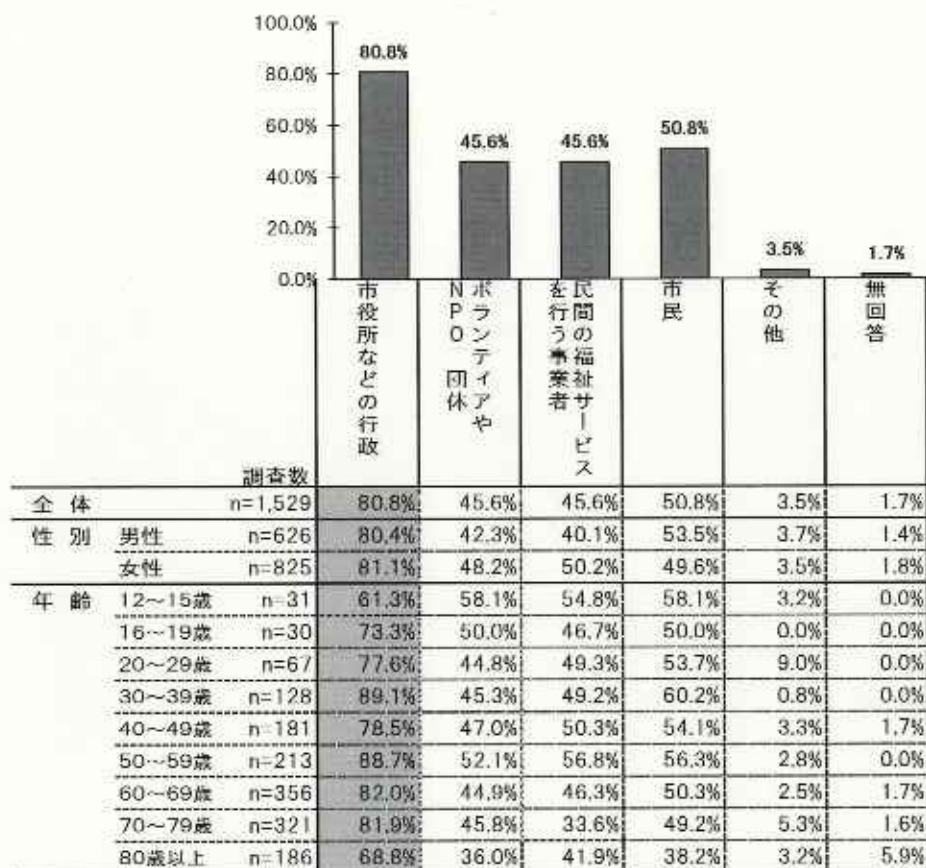
年齢別にみると、12～15歳、16～19歳で関心が「ない」の割合が高くなっています。一方、50～59歳、60～69歳、70～79歳、80歳以上では関心が「ある」の割合が80%を超えています。



福祉を支えていくもの

福祉を支えていくものについては、「市役所などの行政」の割合が80.8%と最も高く、次いで「市民」の割合が50.8%となっています。

平成19(2007)年度調査、平成24(2012)年度調査と比較すると、「市役所などの行政」の割合が9.5ポイント増加し、「市民」の割合が16.0ポイント減少しています。

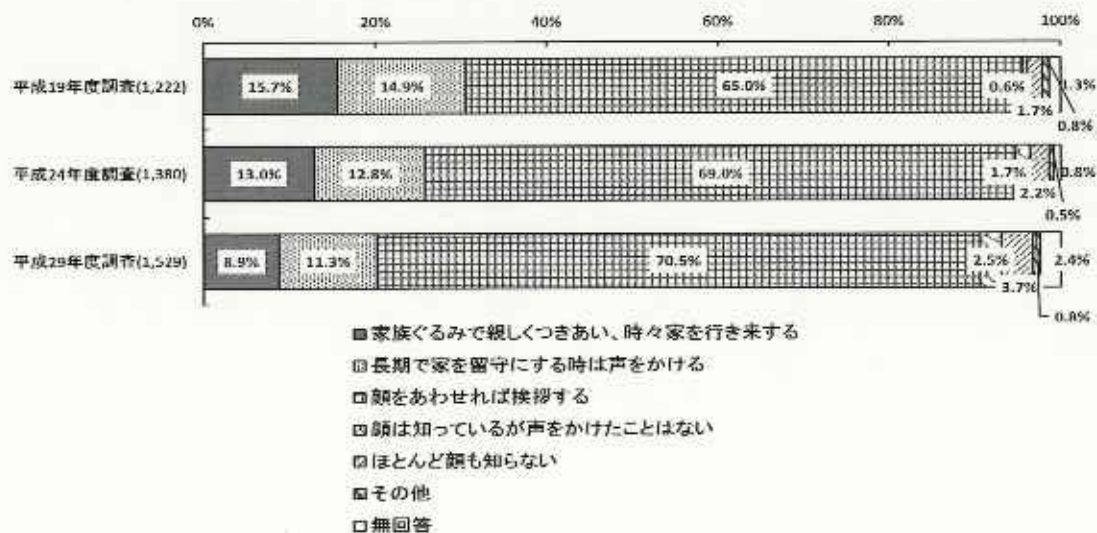
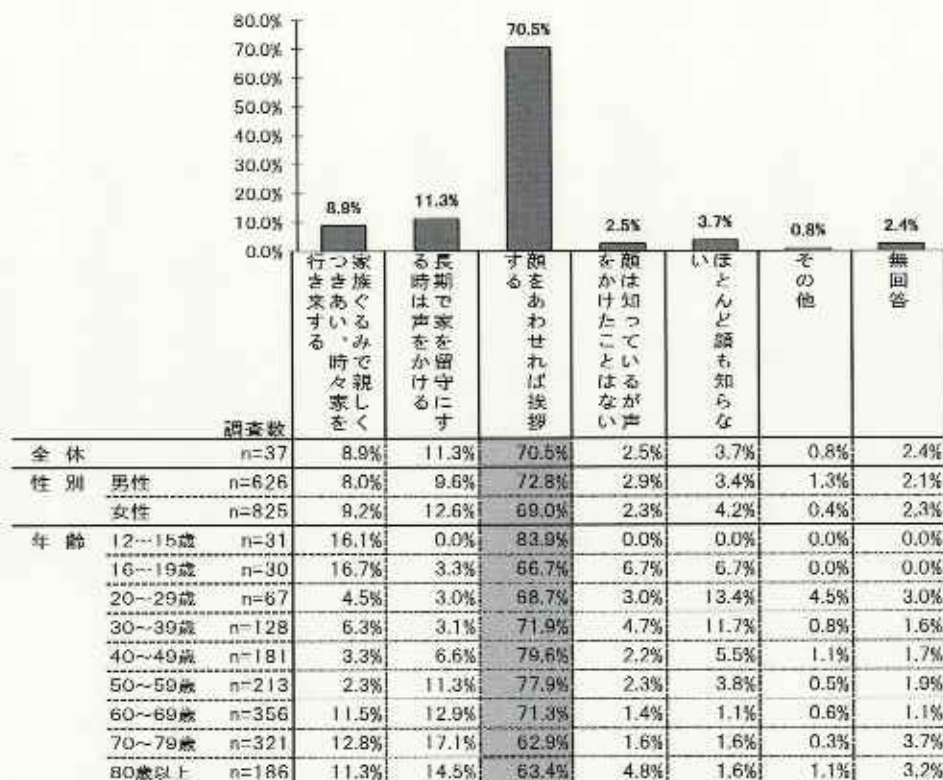


2 地域社会（コミュニティ）について

近所づきあいの程度

近所づきあいの程度については、「顔をあわせれば挨拶する」の割合が 70.5%と最も高く、次いで「長期で家を留守にする時は声をかける」の割合が 11.3%となっています。

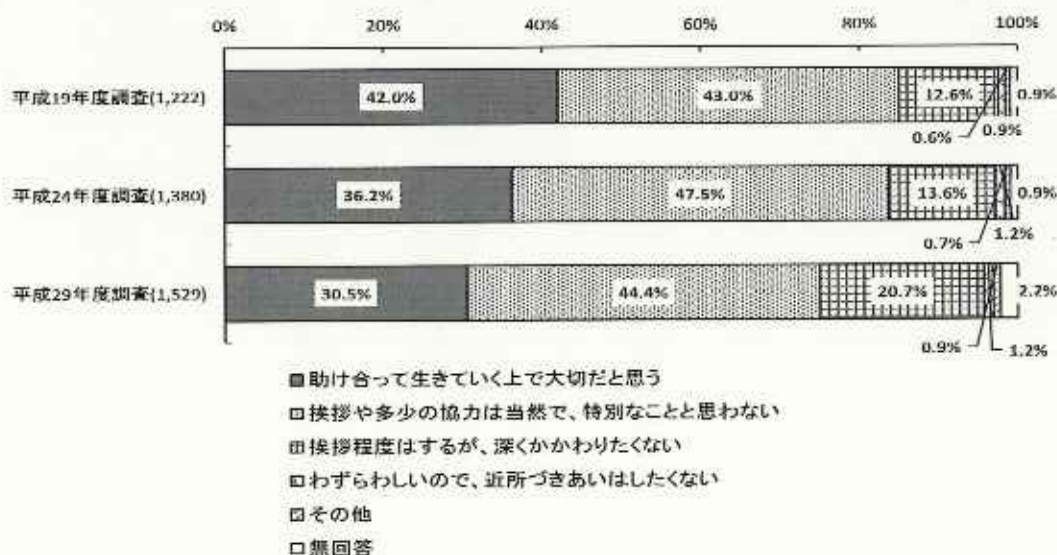
平成 19（2007）年度調査、平成 24（2012）年度調査と比較すると、「家族ぐるみで親しくつきあい、時々家を行き来する」の割合は 10 年間で 6.8 ポイント減少しています。一方、「顔をあわせれば挨拶する」の割合は 10 年間で 5.5 ポイント増加しています。



普段の近所づきあい

普段の近所づきあいについて「挨拶や多少の協力は当然で、特別なことと思わない」の割合が 44.4%と最も高く、次いで「助け合って生きていく上で大切だと思う」の割合が 30.5%となっています。

平成 19 (2007) 年度調査、平成 24 (2012) 年度調査と比較すると、「助け合って生きていく上で大切だと思う」の割合は 10 年間で 11.5 ポイント減少しています。一方、「挨拶程度はするが、深くかわりたくない」の割合は 10 年間で 8.1 ポイント増加しています。

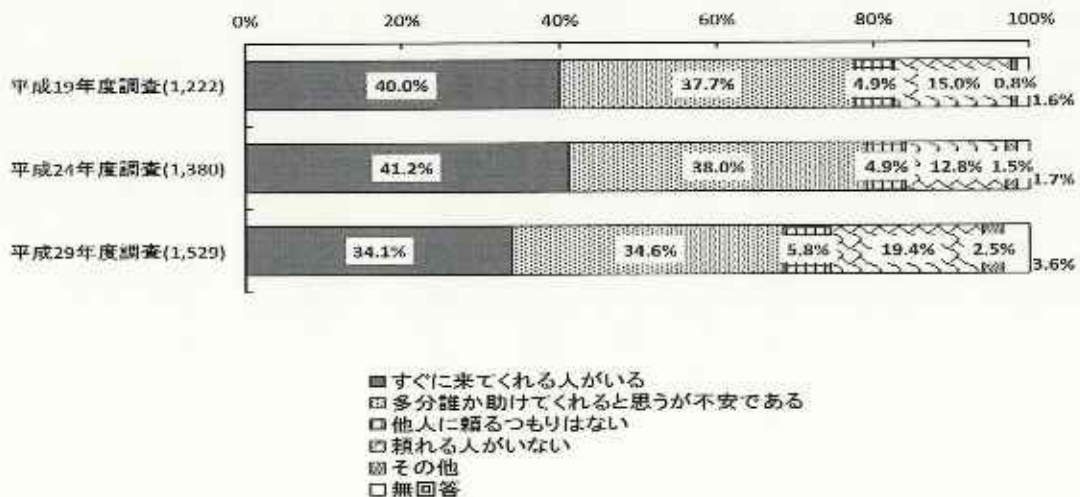
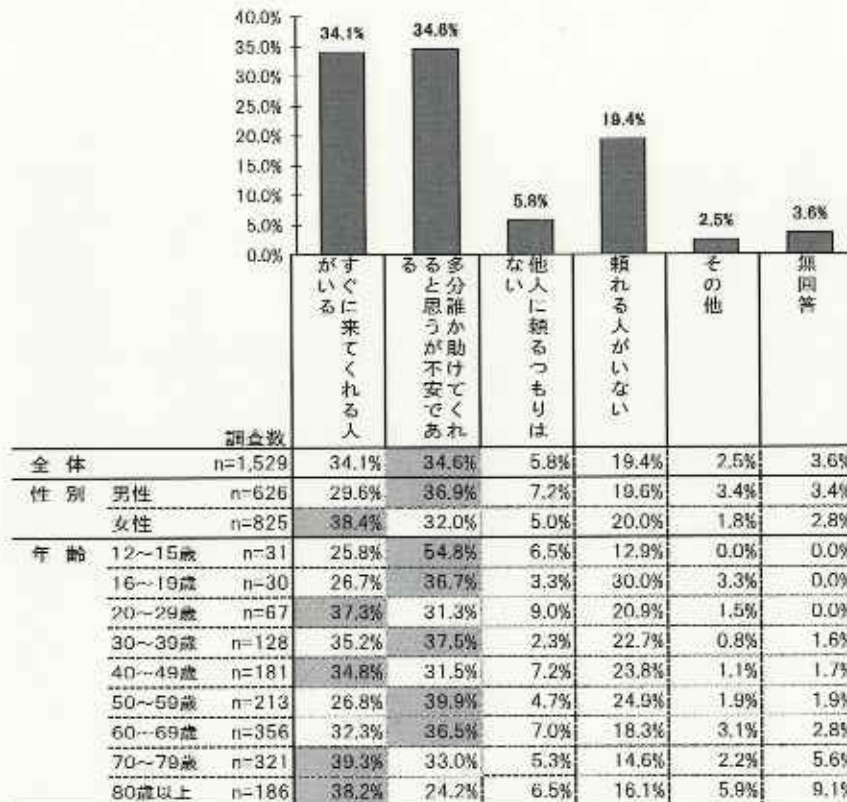


近所において頼れる人の有無

近所で頼れる人については「多分誰か助けてくれると思うが不安である」の割合が34.6%と最も高く、次いで「すぐに来てくれる人がいる」の割合が34.1%となっています。

年齢別にみると12～15歳で「多分誰か助けてくれると思うが不安である」の割合が54.8%と最も高くなっています。

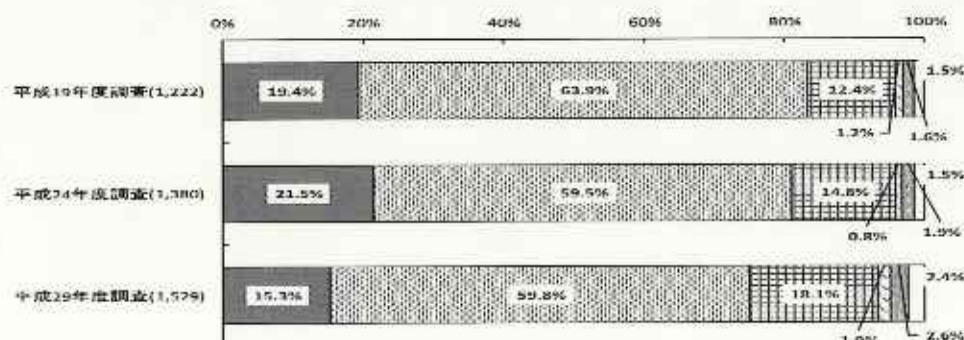
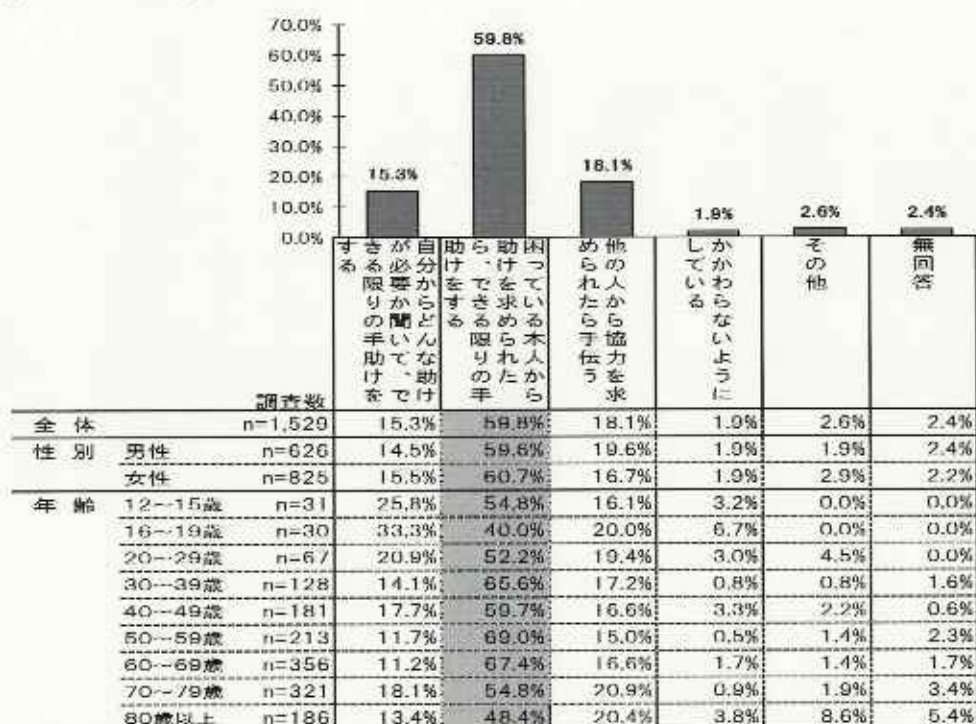
平成19(2007)年度調査と比較すると「すぐに来てくれる人がいる」の割合は10年間で5.9ポイント減少しています。平成24(2012)年度調査と比較すると「頼れる人がいない」の割合は10年間で6.6ポイント増加しています。



近所で困っている人がいた場合

近所で困っている人がいたら「困っている本人から助けを求められたら、できる限りの手助けをする」の割合が59.8%と最も高く、次いで「他の人から協力を求められたら手伝う」の割合が18.1%となっています。「手助けする」または「手伝う」の割合は、「自分からどんな助けが必要か聞いて、できる限りの手助けをする」と合わせると93.2%となっています。

平成19(2007)年度調査と比較すると「他の人から協力を求められたら手伝う」の割合は10年間で5.7ポイント増加しています。平成24(2012)年度調査と比較すると「自分からどんな助けが必要か聞いて、できる限りの手助けをする」の割合は5年間で6.2ポイント減少しています。

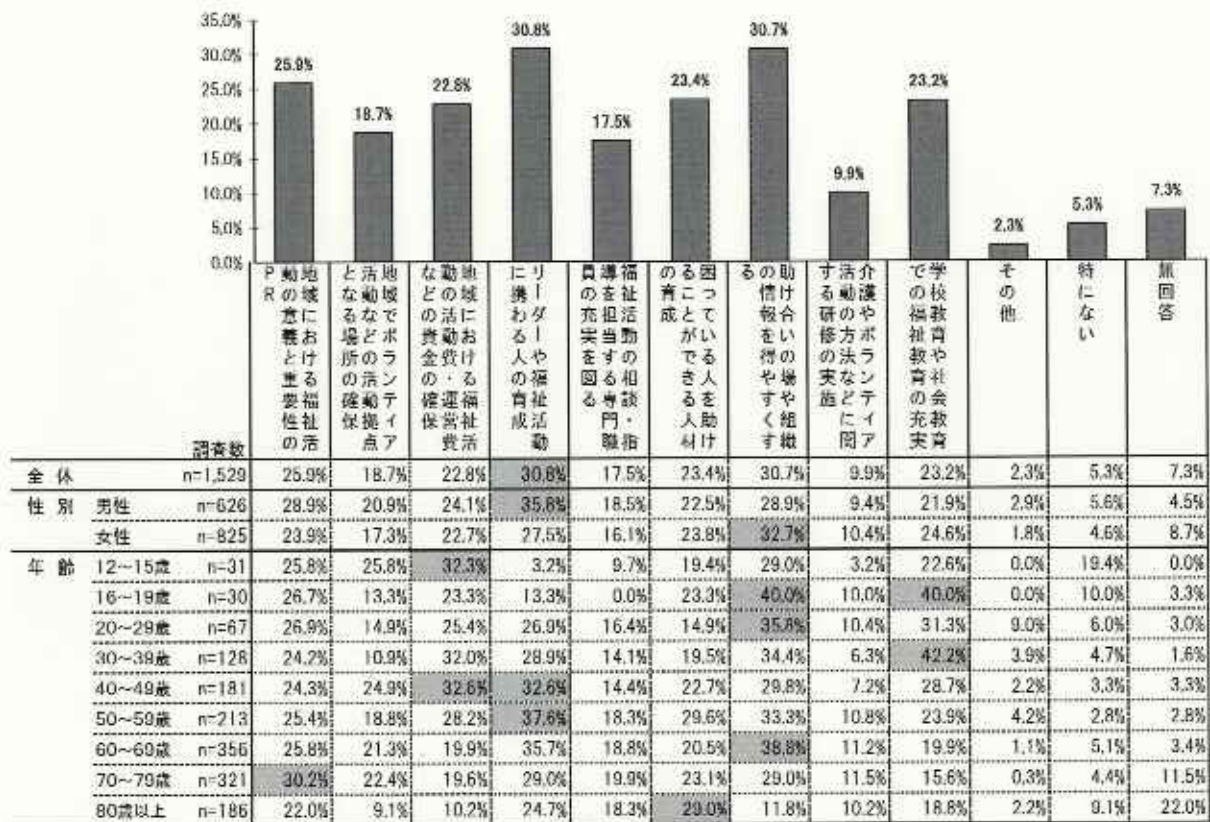


- 自分からどんな助けが必要か聞いて、できる限りの手助けをする
- 困っている本人から助けを求められたら、できる限りの手助けをする
- 他の人から協力を求められたら手伝う
- かかわらないようにしている
- その他
- 無回答

支え合い・助け合いを活発化させるために重要なこと

地域における支え合い・助け合いの活動を活発化させるうえで重要なことについては「リーダーや福祉活動に携わる人の育成」の割合が30.8%と最も高く、次いで「助け合いの場や組織の情報を得やすくする」の割合が30.7%となっています。

年齢別にみると30～39歳で「学校教育や社会教育での福祉教育の充実」の割合が42.2%と最も高くなっています。

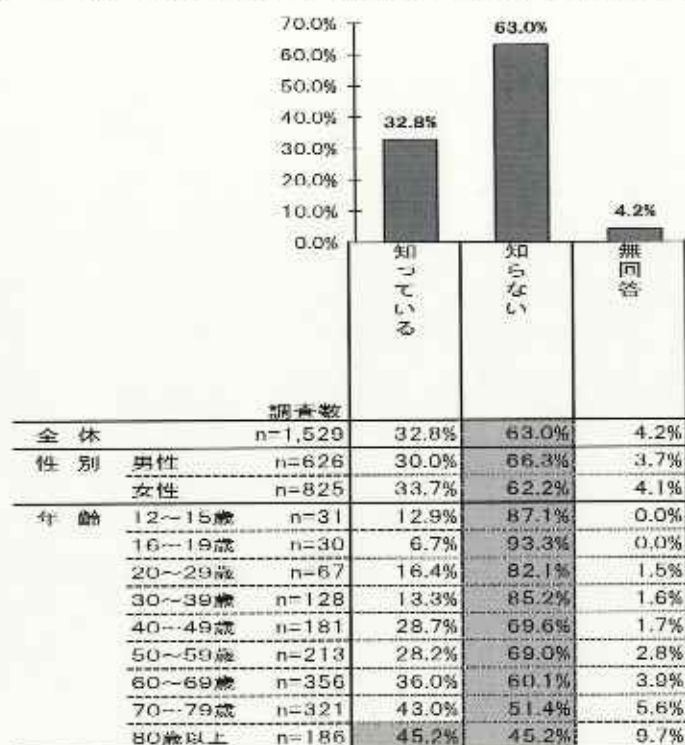


3 地域福祉を担う体制の認知について

地域福祉協議会の認知度

地域福祉協議会の認知度については「知っている」の割合が 32.8%、「知らない」の割合が 63.0%となっています。

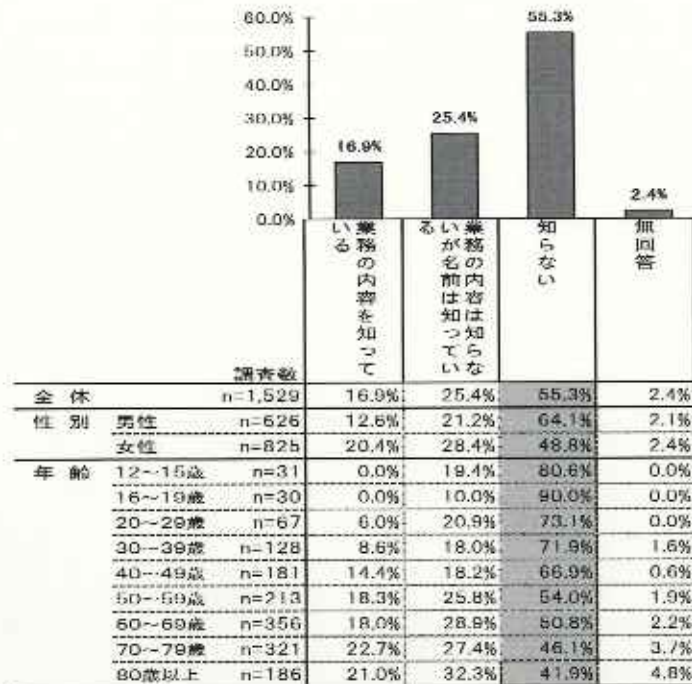
年齢別にみると 16～19 歳で「知らない」の割合が 93.3%と最も高くなっています。



地域包括支援センターの認知度

地域包括支援センターの認知度については「知らない」の割合が 55.3%と最も高く、次いで「業務の内容は知らないが名前は知っている」の割合が 25.4%となっています。

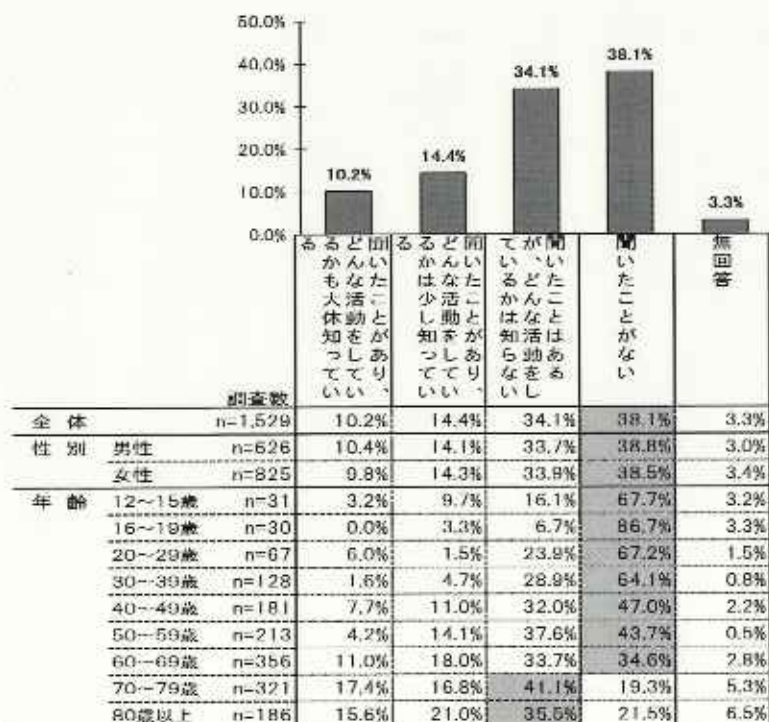
年齢別にみると 16～19 歳で「知らない」の割合が 90.0%と最も高くなっています。



民生児童委員の活動内容（緊急時に迅速に対応するため、日ごろから地域の要援護者の情報を把握している制度）の認知度

民生児童委員の活動について「聞いたことがない」割合は38.1%と最も高く、次いで「聞いたことはあるが、どんな活動をしているかは知らない」の割合が34.1%となっています。

年齢別にみると16～19歳で「聞いたことがない」の割合が86.7%と最も高くなっています。



4 住みやすいまちづくりについて

多治見市における福祉の重点項目

多治見市の福祉の重点項目について「住民がお互いに助け合えるまちづくり」の割合が37.4%と最も高く、次いで「在宅福祉を支えるサービスの充実」の割合が34.9%、「気軽に相談できる人、集まれる場所」の割合が27.5%となっています。

年齢別にみると12～15歳で「住民がお互いに助け合えるまちづくり」の割合が54.8%と最も高くなっています。



第3章 地域福祉の推進に関する事項

第3章

地域福祉の推進に関する事項

3-1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項(社会福祉法第107条第1項第1号)

障がい、介護、子育て等、各分野で制度的な対応を進めていくことは必要ですが、制度の充実だけでは、必ずしも安心して生活を築くことができません。

そこで、地域の課題や資源の状況に応じ、各福祉分野が連携して事業を行うことにより、それぞれの事業の効果や効率を高めることを目指します。

市の取組	実施事業	担当課
1 関係機関、関係部署による情報共有と連携		
①相談窓口の連携強化	◇相談内容に応じ、関係部署の担当者が複数で相談を実施 ◇関係部署間での情報の共有	福祉課 子ども支援課 保健センター 教育推進課
②地域包括ケアシステムの強化に向けた介護予防ケアマネジメント業務の実施	◇保健・医療・福祉と連携した介護予防体制の構築	高齢福祉課
③地域共生社会の実現	◇「縦割り」サービスから「丸ごと」サービスへの転換につながる支援 ◇高齢者福祉と障がい者福祉の連携体制の構築 ◇地域包括支援センターにおける児童福祉相談窓口との連携	高齢福祉課 福祉課 子ども支援課

市の取組	実施事業	担当課
2 個々の状況に応じた成年後見制度の利用促進		
①障がい者の権利擁護の推進	◇成年後見制度利用支援事業の実施	福祉課
②認知症高齢者の権利擁護の推進		高齢福祉課
③家族（親族）支援による介護環境の整備		
3 避難行動要支援者のための避難支援の充実	◇避難行動要支援者名簿の更新	福祉課
	◇避難行動要支援者や地域支援者への普及啓発	高齢福祉課 企画防災課
	◇障がい者、高齢者等に応じた避難所の運営に向けた体制の整備	
4 地域における見守り活動の推進		
①障がい者、高齢者が安心して生活するための関係機関との連携	◇支援関係者への情報提供等 ◇高齢者見守りネットワーク協力機関との連携 ◇孤立死ゼロ/虐待死ゼロのまち協力隊との連携	福祉課 高齢福祉課
②自殺対策のための見守りの実施	◇母子保健推進員による赤ちゃん訪問等	保健センター
	◇高齢者見守りネットワーク協力機関との連携 ◇孤立死ゼロ/虐待死ゼロのまち協力隊との連携	保健センター 高齢福祉課

3-2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項(社会福祉法第107条第1項第2号)

地域において住民が福祉サービスを正しく選択し、適切に利用するため、それにつながる適切な情報と支援を提供します。

市の取組	実施事業	担当課
1 民生委員・児童委員、福祉委員、地域包括支援センターとの連携		
①民生委員・児童委員、福祉委員との連携	◇民生児童委員協議会に対する各種サービスの周知 ◇民生委員・児童委員、福祉委員からの情報に基づいた適切な関係機関との連携	福祉課 高齢福祉課
②地域包括支援センターによる総合相談支援業務の実施	◇総合相談窓口の周知 ◇適切な支援につなげる関係機関との連携 ◇身近な地域への相談場所の配置及び訪問相談への対応	高齢福祉課
2 様々な方法による福祉・保健に関する情報提供	◇広報紙、ラジオ、ホームページ、たじみのふくし、暮らしの便利帳等による情報提供	福祉課 高齢福祉課 子ども支援課 保健センター 秘書広報課
3 自殺対策に関する啓発と周知	◇広報紙等によるこころの相談窓口等の情報提供、こころの体温計の周知	保健センター

3-3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項(社会福祉法第107条第1項第3号)

複雑多様化した地域生活課題*に対応するためには、社会福祉を目的とする多様なサービスが健全に発達することが重要であるため、多様なサービスの振興や協働を図ります。

※地域生活課題：福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題(社会福祉法第4条第2項)

市の取組		実施事業	担当課
1	地域自立支援協議会を通じた、事業者による適切な事業の取組	◇地域自立支援協議会の開催	福祉課
2	社会福祉法人の地域公益取組の推進	◇指導監査を通じた社会福祉法人による地域公益取組への指導	福祉課 高齢福祉課 子ども支援課

3-4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項(社会福祉法第107条第1項第4号)

福祉は、行政だけが行うものではなく、地域社会の全構成員が連携して行うことが重要です。

このため、地域住民が福祉活動に主体的に参加することができるよう、担い手の育成、情報提供を行います。

市の取組	実施事業	担当課
1 福祉教育の推進		
①福祉教育読本を利用した小学校、中学校での福祉教育の推進	◇福祉教育読本の利用促進 ◇福祉教育読本の改訂	福祉課 教育研究所
②社会福祉協議会と連携した児童生徒の福祉体験学習の実施	◇ボランティア体験講座の開催	子ども支援課
③幼稚園・保育園、小・中学校と地域の福祉施設との交流	◇グループホーム、デイサービス、児童館等との交流事業の実施	子ども支援課 教育研究所
2 地域福祉の将来の担い手の育成		
①子ども会、ジュニアリーダーの活動支援	◇ジュニアリーダー研修会等の開催	教育推進課
②企画段階から子どもが参画する事業の実施	◇児童館・児童センター、公民館での事業の実施	子ども支援課 文化スポーツ課
③地域行事等での子どもによるボランティア活動及び主体的参画の推進	◇地域でのボランティア活動の実施及び公民館活動、祭り等への参画	教育推進課 文化スポーツ課

第3章 地域福祉の推進に関する事項

市の取組		実施事業	担当課
3	ボランティア団体、NPO法人等による連携の推進	◇ボランティアセンターと市民活動交流支援センターとの情報共有 ◇ボランティア団体、NPO法人等の交流	くらし人権課
4	地域福祉に関する活動を行う機関等の周知	◇地域福祉協議会、地域包括支援センター、民生児童委員等の地域生活課題を相談する機関の周知	福祉課 高齢福祉課

3-5 地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業 (社会福祉法第106条の3第1項第1号)

一部の特定の人々が地域づくりを行うのではなく、身近な圏域において、地域住民が地域生活課題を自らの問題として主体的に捉え、解決を試みることができるよう、様々な人や機関に働きかけを行い、以下に掲げる取組を実施します。

ア 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援

イ 地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備

ウ 地域住民等に対する研修の実施

市の取組		実施事業	担当課
1	地域福祉協議会の活動を支援する社会福祉協議会への支援	◇地域福祉推進支援事業補助金による地域福祉活動の支援 ◇地域福祉協議会支援推進事業補助金による地域福祉活動の支援	福祉課
2	地域力向上推進会議の支援	◇根本校区地域力向上推進会議の活動支援 ◇笠原未来プロジェクトの活動支援 ◇小泉地域力向上推進会議の活動支援	くらし人権課
3	高齢者サロン活動の支援		高齢福祉課
	①身近な地域における健康維持の体制づくり	◇サロン等における健康教室の開催支援 ◇一般介護予防事業やサロンへの運動指導士等派遣	
	②地域の健康増進・介護予防活動の支援	◇地域の高齢者が自主的に集い、開催する健康増進・介護予防活動の支援	
	③高齢者の集いの場への支援	◇ひまわりサロン活動の活動費助成 ◇ひまわりサロンへの柔道整復師、運動指導士等の派遣 ◇ひまわりサロン活動の備品整備	
	④高齢者支援サービスの提供	◇介護予防・生活支援活動拠点整備事業補助金によるひまわりサロンの支援	
	⑤高齢者による地域貢献への取組	◇高齢者が社会参加しやすい環境づくりの実施	

市の取組	実施事業	担当課
4 地域福祉を担う地域住民の育成		
①介護に関する相談機能の強化	◇地域密着型サービス事業所等による家族介護研修、介護相談会の開催	高齢福祉課
②認知症サポーター養成講座の継続	◇市民を対象とした認知症サポーター養成講座の継続的实施 ◇中高生を対象とした認知症サポーター養成講座の実施	
③地域の健康増進・介護予防活動の支援	◇身近な地域における健康教室、介護予防教室の開催 ◇地区担当の保健師等による地域の健康づくりの推進	高齢福祉課 保健センター
④高齢者による地域貢献への取組	◇高齢者が役割を持つ意義についての家庭・地域に対する意識啓発の実施	高齢福祉課
⑤小地域での福祉活動支援	◇助け合い・見守り支援活動活性化事業の実施	福祉課
⑥自殺対策を支える人材の育成	◇命の門番（ゲートキーパー）研修の実施	保健センター

3-6 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業(社会福祉法第106条の3第1項第2号)

地域活動を通して把握された地域生活課題に関する相談について、包括的に受けとめ、情報提供や助言を行うとともに、必要に応じて支援関係機関につなぐことができる体制を整備します。

市の取組		実施事業	担当課
1	地域福祉協議会の活動を支援する社会福祉協議会への支援<再掲>	◇地域福祉推進支援事業補助金による地域福祉活動の支援 ◇地域福祉協議会支援推進事業補助金による地域福祉活動の支援	福祉課
2	地域力向上推進会議の支援<再掲>	◇根本校区地域力向上推進会議の活動支援 ◇笠原未来プロジェクトの活動支援 ◇小泉地域力向上推進会議の活動支援	くらし人権課

3-7 支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業(社会福祉法第106条の3第1項第3号)

身近な圏域にある相談支援機関では対応しがたい複合的で複雑な課題や制度の狭間にある課題を、多機関が協働して包括的に受け止める相談支援体制を整備します。

市の取組		実施事業	担当課
1	障害福祉サービスに係る関係機関との連携	◇ケース会議の開催	福祉課
2	生活困窮者自立支援の推進	◇支援調整会議の開催	
3	生活支援・介護予防の体制整備		高齢福祉課
	①協議体の設置	◇第一層協議体(市全域)における情報共有と連携の強化 ◇第二層協議体(日常生活圏域)の設置	
	②生活支援コーディネーターの設置	◇第一層協議体(市全域)生活支援コーディネーターによる地域における支え合い体制づくりの推進 ◇第二層生活支援コーディネーターの配置	
4	地域ケア会議による関係機関との連携	◇地域ケア会議による情報の共有、啓発、連携強化	高齢福祉課
5	利用者支援事業(子育てコーディネーター事業)の実施	◇ネットワーク協議会の開催	子ども支援課

資料編

資料1 多治見市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(平成14年告示第151号)

(設置)

第1条 多治見市地域福祉計画の策定及び多治見市福祉基本条例(平成15年条例第39号。以下「条例」という。)の改正に当たり、必要な事項について審議を行うため、多治見市地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所管事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、審議を行う。

- (1) 地域における社会福祉の現状と課題に関すること。
- (2) 多治見市地域福祉計画(社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条に規定する本市の市町村地域福祉計画をいう。以下同じ。)の策定に関すること。
- (3) 条例の改正(軽微な改正は除く。)に関すること。
- (4) その他市長が必要と認めた事項

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 福祉サービスを利用する者 6人以内
- (2) 市民代表 4人以内
- (3) 地域福祉活動を支援する団体に所属する者 4人以内
- (4) 福祉関連の業務に従事する者 1人
- (5) 識見を有する者 3人以内
- (6) 市職員 2人

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、多治見市地域福祉計画の策定をもって終了するものとする。ただし、第2条第3号に関する事項について審議を行うため委員を委嘱し、又は任命した場合については、条例の改正をもって終了するものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員のうちから互選する。

3 委員長は、委員会を統括し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき又は委員長の欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。ただし、委員委嘱又は任命後の最初の委員会は、市長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(分科会)

第7条 委員会に、第2条第3号に掲げる事項について専門的に審議するため、分科会を置く。

2 分科会会員は、委員のうち、福祉サービスを利用する者4人以内、市民代表2人以内、

地域福祉活動を支援する団体に所属する者2人以内及び識見を有する者1人をもって充てる。

3 分科会の座長は、分科会会員のうちから互選する。

4 座長は、分科会の会務を総理し、会を代表する。

5 座長に事故のあるとき又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名する分科会会員がその職務を代理する。

6 分科会は、座長が必要に応じ招集するものとする。

7 座長は、必要があると認めるときは、分科会会員以外の者を会議に出席させることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉部福祉課において行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この告示は、平成14年9月4日から施行する。

資料2 多治見市地域福祉計画策定委員会開催経過

平成29(2017)年度

	開催日	議 題
第1回	10月23日	(1) 委員長・副委員長の選出 (2) 第3期多治見市地域福祉計画の概要について (3) 審議事項、スケジュールについて (4) 地域福祉計画見直しにかかる市民意識調査について
第2回	11月9日	(1) 地域福祉計画見直しにかかる市民意識調査について

平成30(2018)年度

	開催日	議 題
第3回	7月3日	(1) 地域福祉計画見直しにかかる市民意識調査結果について (2) 第4期多治見市地域福祉計画骨子について
第4回	10月17日	(1) 地域福祉の推進に関する事項について
第5回	平成31(2019)年 1月7日	(1) 第4期多治見市地域福祉計画(案)について

資料3 多治見市地域福祉計画策定委員会委員名簿

(順不同・敬称略)

氏 名	所 属	備 考 (※)
安 藤 秀 章	岐阜県身体障害者福祉協会多治見支部	委員長 1号委員
西 田 葉 子	岐阜県自閉症協会多治見市ブロック	1号委員
松 本 勉	多治見市悠光クラブ連合会	1号委員
向 井 一 仁	多治見地区手をつなぐ親の会	副委員長 1号委員
陣 野 澄 子	公募委員	2号委員
日比野碩治郎 (平成 29 (2017) 年度)	多治見市区長会	2号委員
水 野 豊 (平成 30 (2018) 年度)		
澁 谷 和 臣	多治見市社会福祉協議会	3号委員
林 計 男	北栄校区地域福祉協議会 (ふれあい北栄)	3号委員
平 岡 千 昭	健康づくり推進員	3号委員
若 尾 敏 朗	多治見市民生児童委員協議会	3号委員
田 中 健	特定非営利活動法人東濃成年後見センター	4号委員
亀 山 真 弘	多治見警察署	5号委員
横 山 徹	岐阜県東濃保健所	5号委員
水 野 義 弘 (平成 29 (2017) 年度)	多治見市市民健康部	6号委員
柳 生 芳 憲 (平成 30 (2018) 年度)		
瀬 瀬 昭 司 (平成 29 (2017) 年度)	多治見市福祉部	6号委員
富 田 明 憲 (平成 30 (2018) 年度)		

※備考欄に掲げる○号委員とは、多治見市地域福祉計画策定委員会設置要綱第3条第2項各号に掲げる委員を指す。

資料4 多治見市福祉基本条例

(平成15年条例第39号)

目次

前文

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 福祉のまちづくり

第1節 地域福祉（第8条—第14条）

第2節 市民活動の促進（第15条—第18条）

第3節 サービスの利用促進（第19条—第23条）

第4節 生活環境の整備（第24条—第27条）

第3章 健康・福祉施策基本方針（第28条—第32条）

第4章 地域福祉計画（第33条・第34条）

第5章 雑則（第35条）

附則

市民一人ひとりがその人らしい生き方をその人の意思によって選択し決定できる社会の実現こそ、私たちが目標とする社会福祉の姿です。

そこで、私たち多治見市民は、人としての尊厳を持って、家庭や地域の中で、子どもから高齢者まで、女性も男性も、障害の有無にかかわらず、いつまでも安心して幸せに暮らし続けられるよう、福祉のまちづくりを進めます。

福祉のまちづくりは、市民、事業者と市が地域社会の一員として自らの役割と責任を自覚し、協働して、人づくり、しくみづくり、社会基盤づくりを行う地域福祉活動を通じてなされるものであり、その実現に取り組むため、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、福祉のまちづくりについて、基本理念を確立し、市民、事業者と市それぞれの役割と責務を明らかにするとともに、福祉のまちづくりに関する施策の基本的事項を定めることにより、福祉のまちづくりを総合的かつ計画的に推進することを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において「市民」とは、市内で生活している人（市内で就業、就学している人を含みます。）をいいます。

2 この条例において「事業者」とは、市内で事業を営む人（次項の社会福祉事業者を含みます。）をいいます。

3 この条例において「社会福祉事業者」とは、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条に定める社会福祉事業や社会福祉の増進を目的に、計画に基づいて継続、反復する事業（以下「社会福祉事業」といいます。）を行う人をいいます。

4 この条例において「障害者」とは、障害等があるため、長期にわたり日常生活や社会生活に相当の制限を受ける人をいいます。

5 この条例において「高齢者、障害者等」とは、高齢者、障害者、妊産婦、子ども等

日常生活や社会生活を営む上で何らかの配慮を必要とする人をいいます。

(基本理念)

第3条 福祉のまちづくりでは、次のような社会の実現を目指すことを基本理念とします。

- (1) すべての市民が個人として尊重される社会
- (2) すべての市民が偏見を持たず、差別しない、差別されない社会
- (3) すべての市民が生きがいを持てる社会
- (4) すべての市民が健やかに暮らせる社会
- (5) すべての市民が地域で生活し続けることができる社会
- (6) すべての市民が相互に支え合い連帯する社会
- (7) すべての市民が安心して生活できる社会
- (8) すべての市民が福祉のまちづくりに参加する社会

(市民の責務)

第4条 市民は、地域社会において、自らの能力を活用し、自立し、相互に尊重し合い、福祉のまちづくりの推進に努めます。

- 2 市民は、高齢者、障害者等に対して、理解と思いやりを持ち、高齢者、障害者等が安心して生活するために協力するよう努めます。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、地域社会を構成する一員として果たすべき役割を認識し、積極的に福祉のまちづくりの推進に努めます。

- 2 事業者は、高齢者、障害者等が安心して生活できるよう支援に努めます。

(市の責務)

第6条 市は、福祉のまちづくりに関する施策を実施する責務があります。

- 2 市は、高齢者、障害者等が安心して生活できるように、福祉のまちづくりの条件の整備に努めます。

(総合的な推進)

第7条 市民、事業者と市は、それぞれの責務を自覚するとともに、相互に協力し、一体となって福祉のまちづくりを推進します。

第2章 福祉のまちづくり

第1節 地域福祉

(地域福祉の啓発)

第8条 市は、市民と事業者が地域福祉に関する正しい知識を深め、地域福祉活動に積極的に参加しようとする意欲を高めるために必要な施策を実施します。

(権利の尊重と擁護)

第9条 市民、事業者と市は、高齢者、障害者等の自己決定に関する権利を尊重します。

- 2 市は、高齢者、障害者等の自己決定に関する権利を擁護するため、社会福祉事業者や関係機関と連携しながら適切な援助を行います。

(福祉学習、教育の推進)

第10条 市民は、生涯にわたって福祉に対する正しい知識を得るよう、自主的な学習に努めます。

- 2 市は、市民が福祉に対する正しい知識を得るとともに、高齢者、障害者等をはじめ市民相互に対する理解と思いやりを持つことができるよう、社会福祉事業者、教育機関等と協力し、福祉教育の推進に努めます。

(人材育成)

第11条 社会福祉事業者と市は、市民と協働して、地域福祉活動を継続的に行うことができるよう、地域福祉を担う人材の育成に努めます。

2 社会福祉事業者と市は、社会福祉事業に携わる人材を確保するとともに、その資質の向上に努めます。

(情報の提供)

第12条 市民と事業者は、高齢者、障害者等が安心して生活できるよう、分かりやすい情報の伝達に努めます。

2 社会福祉事業者と市は、市民が適切にサービスを選択できるよう、市民への適正な福祉サービス情報の提供に努めます。

3 市は、地域福祉に関する情報を収集、調査研究し、その情報を市民と事業者に積極的に提供するとともに、高齢者、障害者等が社会参加できるよう、情報伝達手段の充実に努めます。

(就労の確保と就労支援)

第13条 事業者は、高齢者、障害者等に対し、就労の機会の提供と雇用環境の整備に努めます。

2 市は、事業者に対し、高齢者、障害者等の就労を確保するため、広報、啓発等必要な施策を実施します。

3 市は、高齢者、障害者等に対し、就労支援を行います。

(安全な生活の確保)

第14条 市民、事業者と市は、高齢者、障害者等が安心して生活できるように、防災、防犯と交通の安全の確保に関し、相互に協力します。

第2節 市民活動の促進

(自主的な市民活動)

第15条 市民、事業者と市は、地域福祉に関する自主的な市民活動を円滑に進めるため、相互に協力します。

(交流の機会の確保)

第16条 市民、事業者と市は、地域での、市民の地域福祉を進める上での相互理解を促進するため、交流の機会の確保に努めます。

(施設の提供)

第17条 事業者と市は、自らが所有し、又は管理する施設を地域福祉の推進のため利用できるよう努めます。

(ボランティア活動等への支援)

第18条 市民と事業者は、自らの意思に基づいて、地域福祉に関するボランティア活動(以下「ボランティア活動」といいます。)に参加します。

2 事業者は、雇用している人が、積極的にボランティア活動に参加することができるよう支援に努めます。

3 市は、市民と事業者によるボランティア活動その他の市民活動を促進するために、必要な支援を行います。

第3節 サービスの利用促進

(サービス提供の原則)

第19条 社会福祉事業者、市と関係機関は、福祉サービスの利用促進を図るため、相互に連携し、サービスを充実させるとともに、その質を向上させるよう努めます。

(相談支援体制の整備)

第20条 社会福祉事業者と市は、市民の相談に対し、迅速、的確かつ総合的に対処する

ために、相談支援体制の整備を図ります。

(サービス評価と苦情解決)

第21条 社会福祉事業者と市は、市民が福祉サービスを適切に利用できるよう、サービス評価と苦情を解決する体制の整備に努めます。

(高齢者、障害者等の把握、対応)

第22条 高齢者、障害者等は、自らの情報を自主的に提供し、地域福祉活動に役立てるよう努めます。

2 市民は、地域において、高齢者、障害者等を把握し、市民相互で助け合うよう努めます。

3 事業者は、市民の高齢者、障害者等に対する支援活動に協力します。

4 市は、市民と連携し、高齢者、障害者等の把握に努め、市民の支援活動を支えるとともに、必要なサービスの提供を行います。

(社会福祉事業者の責務)

第23条 社会福祉事業者は、社会福祉の担い手としての責任を認識し、市民と市と協力して、地域福祉の推進に努めます。

2 社会福祉事業者は、利用者や利用者の家族が社会福祉事業者と対等な立場に立ってサービスを受けられるよう努めます。

第4節 生活環境の整備

(施設の利用と整備)

第24条 市民、事業者と市は、高齢者、障害者等が公共的施設（公共施設をはじめ不特定多数の人が利用する施設をいいます。以下同じです。）を安心して利用できるように協力します。

2 市は、高齢者、障害者等が公共的施設を安心して利用できるよう、福祉環境整備指針（以下「指針」といいます。）を定め、遵守します。

3 公共的施設を所有し、又は管理する事業者は、指針を遵守するよう努めます。

(公共交通車両等整備)

第25条 公共交通車両等を所有し、又は管理する人は、当該公共交通車両等を高齢者、障害者等が安心して利用できるよう整備に努めます。

(移動の確保)

第26条 市民と事業者は、高齢者、障害者等が安心して生活できるよう、移動の支援と手段の提供に努めます。

2 市は、高齢者、障害者等の移動の手段を確保するよう努めます。

(住宅の整備)

第27条 市民は、将来にわたって安心して生活できるよう、所有する住宅の整備に努めます。

2 住宅を供給する人は、高齢者、障害者等が安心して利用できる住宅の整備に努めます。

3 市は、高齢者、障害者等が安心して生活できるよう、住宅の整備に関する基準を定め、その基準に沿った住宅の普及に努めます。

第3章 健康・福祉施策基本方針

(高齢者福祉)

第28条 高齢者福祉施策は、次の基本方針により実施します。

(1) 高齢者は、生きがいを持ち、自ら心身の健康づくりに努めます。

(2) 社会福祉事業者は、高齢者が健康でいきいきと暮らせるよう、必要なサービス

を提供するとともに、その質の向上に努めます。

- (3) 市は、高齢者が生きがいを持ち、心身共に健康で質の高い生活ができるよう支援します。

(障害者福祉)

第29条 障害者福祉施策は、次の基本方針により実施します。

- (1) 障害者は、自立し、自らの持つ能力を発揮して、自分らしく生活するよう努めます。
- (2) 事業者は、障害者の社会参加を促進するよう努めます。
- (3) 市は、障害者が平等にあらゆる分野への参加ができ、自分らしく生活できるよう支援します。

(子どもの福祉)

第30条 子どもの福祉に関する施策は、次の基本方針により実施します。

- (1) 子どもは、生きる力をつけ、自ら成長するよう努めます。
- (2) 子どもの保護者は、その養育する子どもの権利を保障しながら、子どもへの支援と家庭教育に努めます。
- (3) 市民、事業者と市は、子どもの権利を保障しながら、子どもへの支援、子育ての支援と母性の保護に努めます。

(ひとり親、女性の福祉)

第31条 ひとり親、女性の福祉に関する施策は、次の基本方針により実施します。

- (1) ひとり親、女性の福祉の対象者は、自立に努めます。
- (2) 市民、事業者と市は、ひとり親、女性の福祉の対象者が自立できるよう支援します。

(健康づくり)

第32条 健康づくり施策は、次の基本方針により実施します。

- (1) 市民は、生涯にわたって自らの健康づくりに努めます。
- (2) 事業者は、雇用している人の健康づくりに努めます。
- (3) 市は、市民が自主的に健康づくりを行うよう支援します。

第4章 地域福祉計画

(地域福祉計画の策定・公表・管理)

第33条 市は、福祉のまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、地域福祉計画（健康・福祉に関する個別の計画を含みます。以下同じです。）を定めます。

- 2 市は、地域福祉計画を定め、又はその内容を変更したときは、速やかに公表します。
- 3 市は、地域福祉計画を着実に推進するため、地域福祉計画の進行を適切に管理します。
- 4 市は、次条の多治見市地域福祉計画評価委員会が地域福祉計画を評価した結果を公表します。

(評価機関の設置)

第34条 市は、前条第3項により地域福祉計画の進行を適切に管理するため、その実施状況の評価を行う多治見市地域福祉計画評価委員会（以下「委員会」といいます。）を設置します。

- 2 委員会は、地域福祉計画の実施状況の評価のほか、市長の諮問に応じて、地域福祉計画に関し必要な事項を審議します。
- 3 委員会は、10人以内の委員で組織します。

- 4 委員は、福祉のまちづくりについて、知識や経験を持っている人、市民その他市長が適当と認めた人のうちから市長が委嘱します。
- 5 委員の任期は、2年とします。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とします。
- 6 委員は、再任されることができます。
- 7 前各項に定めるもののほか、委員会の組織、運営に関し必要な事項は、規則で定めます。

第5章 雑則

(委任)

第35条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定めます。

附 則

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行します。
(省 略)

第4期多治見市地域福祉計画

発行 平成31(2019)年3月

編集 多治見市役所 福祉部 福祉課

〒507-8787 多治見市音羽町2丁目233番地

電話 (0572) 22-1111(代表) F A X (0572) 24-1621

この冊子300冊を97,200円(税込)で作成しました。

この冊子は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準に従い、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料(Aランク)のみを用いて作成しています。
リサイクル適性の表示：紙へリサイクル可